

学校給食費の支払いに係る制度の全般について

【5 口座振替に使用する口座について】

Q5-1 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でもよいですか？

A5-1 よいです。この場合は、書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の「納入義務者（保護者）」の欄に保護者の名前を記入し、「口座名義人」の欄には口座名義人の名前を記入してください。

Q5-2 学校諸費^{※1}の引落口座と違う口座を登録してもよいですか？

A5-2 よいです。その場合、学校諸費と学校給食費のそれぞれの引落口座、引落日、納付期限、納付額をよくご確認ください。

※1) 関連：Q4-1 学校諸費とは何ですか？

Q5-3 学校諸費の引落口座と同じ口座を登録してもよいですか？

A5-3 よいです。ただし、残高不足^{※2}にならないようご注意ください。

※2) 関連：Q5-3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

Q5-4 きょうだい全員が同じ口座を利用してもよいですか？

A5-4 よいです。振替日（引落日）は、小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足にならないようご注意ください。

Q5-5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A5-5 書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を変更したい金融機関の窓口へ直接お持ちいただき、口座振替の手続きをしてください。

なお、変更前の銀行口座については、口座振替の停止届等の手続きは必要ありません。ただし、口座変更の手続きが完了するまでに時間を要するため、変更前の口座の残高不足や閉鎖等を理由に口座振替できなかった場合、納付書により市内12の金融機関窓口または納付書裏面に記載のコンビニエンスストアでお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。